

平成30年度事業計画

■基本方針

当財団は、児童・青少年の健全育成、生涯学習等市民学習の振興及び教育施設等の環境整備に関する事業を行い、地域社会の健全な発展を支えるとともに人材育成に寄与することを目的としている。主な事業として、大阪市の公募により選定された「キッズプラザ大阪」を継続して運営するほか、「児童いきいき放課後事業」では新たに北区と西区のいきいき活動の運営を行う。その他の事業については、さらなるサービスの向上と収入の獲得、コスト削減に努め、効率的な運営を行い、次期指定管理等の公募に備える。

■事業内容

I. 児童・青少年の健全育成事業

1. キッズプラザ事業

平成9年の開業以来、当財団の自主事業として、こどものための博物館を運営してきた。大阪市の事業者選定を受けて、平成30年度以降も引き続き運営を実施する。

“見て、触れて、楽しみながら学ぶ体験型学習施設”として、科学・自然・文化・社会等のジャンルのハンズオン展示（こどもたちが実際に五感を使って触れることのできる参加型の展示物）を設置している。

土日祝日、春・夏休み等を中心に特別イベントや、企画展を実施するほか、常設プログラムとして、ニュース番組づくりができる「わいわいスタジオ」、パソコンを使った「コンピューター工房」、食に関する「パーティーキッチン」、アートをテーマにした「創作工房」などでワークショップを実施する。なお、期間は、平成30年度から9年間である。

2. 児童いきいき放課後事業

「児童いきいき放課後事業」は、市内全小学校で平日の放課後、土曜日、長期休業日に児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習を活動内容として実施している。大阪市からのプロポーザル選定を受けて、うち223小学校の「いきいき活動」の運営を実施する。なお、期間は、平成30年度から3年間である。

3. 青少年教育事業

(1) こども文化センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会、サントリーパブリシティサービス株式会社、グローブシップ株式会社と共同で管理運営する。また、こどもたちに芸術文化の鑑賞機会や自ら体験する場を提供するなど、こどもの健全育成にかかる事業を実施する。なお、指定期間は、平成28年度からの4年間である。

(2) 地域こども体験学習事業

大阪市からのプロポーザル選定により委託を受けて、地域の子ども育成団体が自主的に、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの体験活動を実施できるように、地域の教育力の向上に資する事業を実施する。

(3) いきいき体験事業

財団の自主事業として、財団が受託する223小学校の「いきいき活動」で、文化体験、ものづくり体験などの体験活動を実施する。

(4) 人権啓発推進事業

城東区、住之江区からのプロポーザルの選定を受けて、人権に関する事業や映画鑑賞などを実施する。

4. 出版事業

大阪市PTA協議会からの受託により、「大阪市PTAだより」の制作を実施するほか、財団の自主事業である「新一年生の手引き」などの制作・販売等を実施する。

5. 子ども・子育てプラザ事業

大阪市からのプロポーザル選定を受けて、北区、阿倍野区、平野区の子ども・子育てプラザにおいて、各種事業を実施する。事業としては、乳幼児とその保護者を対象とした『つどいの広場』や、こどもたちが自由に遊べる場所を提供するほか、子育てを地域で相互援助する『ファミリー・サポート・センター事業』を行う。なお、期間は、平成29年度から5年間である。

II. 生涯学習の振興事業等

1. 生涯学習センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、サントリーパブリシティサービス株式会社と共同で行う。事業としては、生涯学習の中核施設である総合生涯学習センターとターミナル学習圏の拠点施設である2市民学習センター（阿倍野、難波）の管理並びに情報提供や学習相談、社会的課題の学習機会の提供、人材養成・研修など生涯学習の振興に資する事業を3館一体となって実施する。なお、指定期間は、平成27年度から5年間である。

2. クラフトパーク事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、イオンディライト株式会社と共同で、施設の管理並びにガラス工芸（3種）・陶芸・染色・織物・木工・金工の8工房で講座運営を行っている。各工芸の基礎から学ぶ創作教室を始め、1日体験教室や創作教室ではできない作品づくりを行う自由創作教室などを開設する。指定期間は、平成28年度から5年間である。なお、平成25年度末をもって休講していた吹きガラス工房を平成30年10月より再開する。

3. 生涯学習等推進事業

(1) 区民センター事業

大阪市からの管理代行業務を受けて、東淀川区民会館及び西成区民センターの管理運営を実施する。なお、指定期間は、平成28年度から5年間である。

(2) 生涯学習等自主事業

財団の自主事業を、総合生涯学習センター、2市民学習センター、クラフトパーク、こども文化センター、東淀川区民会館及び西成区民センターで実施する。主な事業として、生涯学習センター、東淀川区民会館及び西成区民センターでは、市民の生涯学習活動の振興に資するさまざまな事業、クラフトパークでは、教材販売や主催の講習・講座事業を実施する。

(3) 中央公会堂

大阪市からの管理代行業務を受けて、サントリーパブリシティサービス株式会社と共同で、管理並びに事業を実施する。なお、指定期間は、平成27年度から5年間である。

Ⅲ. 教育施設等の環境整備

1. 建築物設計等事業

財団の自主事業として、これまでのノウハウを活かして、建築物の設計等業務を実施する。主な事業として、大阪府内の学校園の改修工事、耐震診断等の業務を実施する。